

文化庁主催 第6回コンテンツ流通促進シンポジウム

---

第二部 パネルディスカッション  
「映像コンテンツ契約の現状と課題」

米国における映像コンテンツ契約の特色



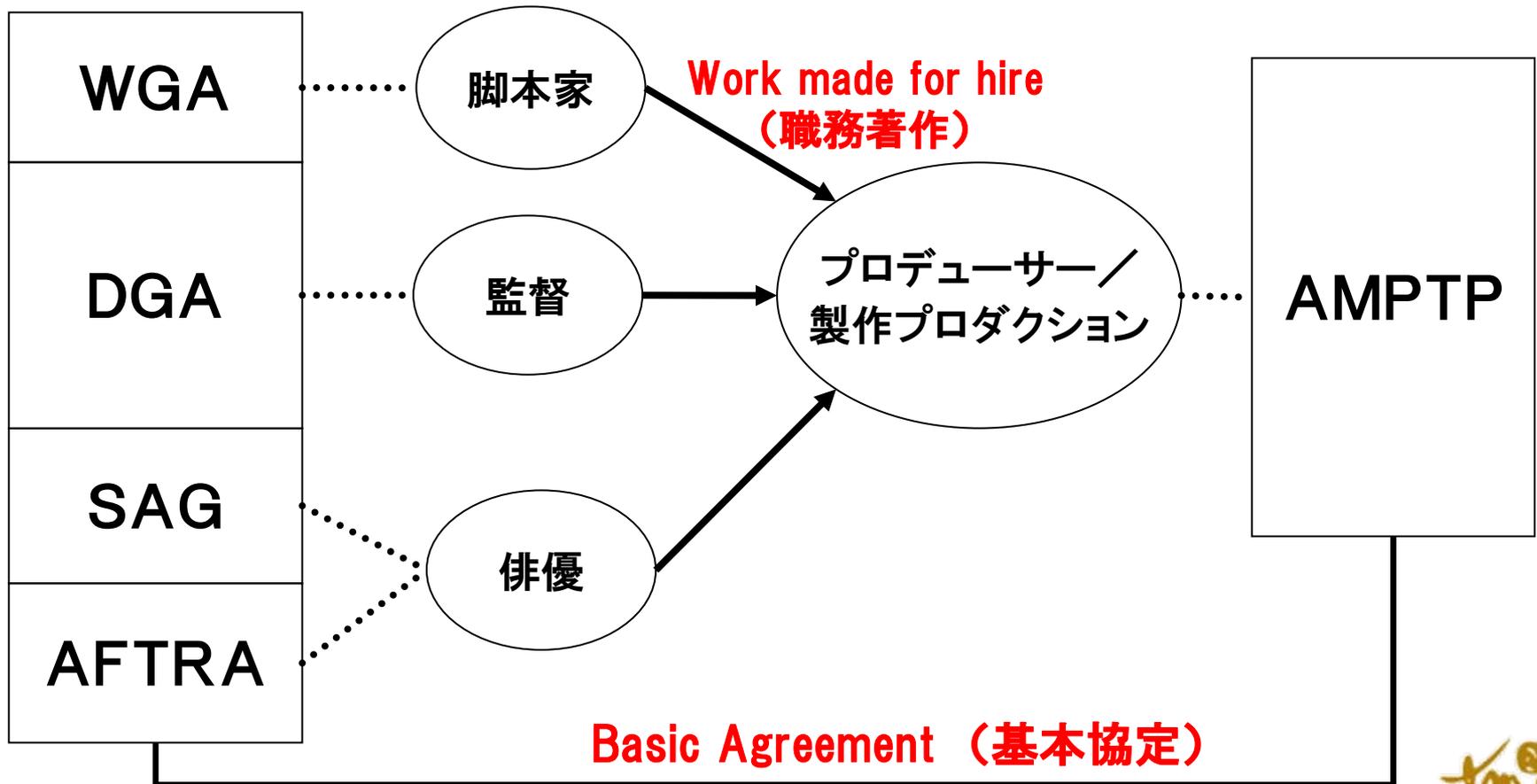
2009年10月30日

TMI 総合法律事務所

弁護士 升本 喜郎

# 映像コンテンツの権利処理に関する基本構造

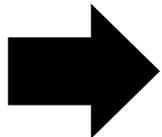
## 職務著作とギルド間の基本協定による権利処理



## 職務著作物(Work made for hire) (米国著作権法101条)

---

- 被用者がその職務の範囲内で作成した著作物
- 集合著作物の寄与分、映画その他の視聴覚著作物の一部、翻訳、補足的著作物、編集著作物、教科書、試験問題、試験の解答資料または地図帳として使用するために、特に注文または委託を受けた著作物であって、当事者が署名した文書によって職務著作物として扱うことを明示的に合意したもの



米国著作権法において、映像製作に関与する者には、著作者人格権、実演家人格権が認められないため、職務著作の下で、プロデューサー／製作プロダクションが唯一の著作者／著作権者となる。

# ギルド間の基本協定(Basic Agreement)

脚本家・監督・俳優

プロデューサー

**WGA**

Writers Guild of America

**DGA**

Directors Guild of America

**SAG**

Screen Actors Guild

**AFTRA**

American Federation of  
Television and Radio Artists

- 最低報酬
- 二次使用料  
(residuals)
- クレジット
- 労働条件
- 年金・保険
- 紛争解決
- その他

**AMPTP**

Alliance of  
Motion Picture  
and  
Television  
Producers

## 留意すべき事項

---

- ギルド間の基本協定が保証する最低二次使用料を超える追加報酬の支払い
- 映像コンテンツ中に第三者の音楽・映像を使用する場合の取り扱い
- 新しいメディア(特にインターネット)での映像コンテンツの二次使用料の支払い
- その他のギルドとの関係